

◆『受動喫煙の機会』の状況について

○ 受動喫煙に関する目標：受動喫煙をなくす

○ 受動喫煙に関する直近の動き

- ・平成30年 6月：東京都受動喫煙防止条例制定
- ・平成30年 7月：改正健康増進法制定
- ・平成31年 1月：改正法・条例一部施行（行政の責務、配慮義務等）
- ・令和元年 7月：改正法一部施行（学校、医療機関、行政機関等の第一種施設における規制）
- ・令和元年 9月：条例一部施行（学校等における屋外喫煙場所に関する規制／飲食店における店頭表示）
- ・令和2年 4月：改正法・条例全面施行（全施設に対する規制←違反に対する保健所等の啓発、指導等）
- ・令和4年 4月：条例一部改正（保護者の責務の規定における保護者の監督保護に係る者の年齢を、20歳未満から18歳未満に改める）

○ 『受動喫煙の機会』に関するデータ

- ◇ 東京都保健医療計画・東京都がん対策推進計画：「東京都民の健康・栄養状況」のデータを使用
⇒ 結果が公表されるのは通常翌年度末（例：H27年度調査の結果はH29年3月に公表）
- ◇ 都では、受動喫煙に関する都民の意識調査※を実施し、「1年の間に受動喫煙を経験した場所」を調査

◇ 指標に使用している調査：東京都民の健康・栄養状況

「あなたはこの1か月間に、自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）がありましたか？」

	飲食店	職場	行政機関	医療機関
H28	50.7%	37.5%	8.0%	6.5%
H29	55.5%	32.5%	8.4%	6.8%
H30	53.3%	33.3%	7.3%	5.6%
令和元年	39.5%	26.3%	4.3%	1.8%
令和2年	新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止			

⇐ H30.6 条例制定
⇐ H30.7 改正法制定

◇ 都が独自に実施した調査：受動喫煙に関する都民の意識調査

「（受動喫煙を経験したと回答した人（※）に対して）どこで受動喫煙を経験しましたか？」

※R1年度 第2回：61.5%、R2年度 第1回：61.5%、R2年度 第2回：58.0%、R3年度 第1回：60.2%
R4年度 第1回：46.3%

（上段は、本問の回答の割合
下段（ ）内は、受動喫煙を経験したと回答した人の率を反映した割合）

	飲食店 (夜利用)	飲食店 (昼利用)	職場	官公庁 病院等
R2.1 R1年度 第2回	50.1% (30.8%)	42.1% (25.9%)	15.6% (9.6%)	1.5% (0.9%)
R2.7 R2年度 第1回	44.0% (27.1%)	38.4% (23.6%)	15.6% (9.6%)	0.9% (0.6%)
R2.12 R2年度 第2回	39.9% (23.1%)	32.1% (18.6%)	16.7% (9.7%)	2.1% (1.2%)
R3.11 R3年度 第1回	29.1% (17.5%)	24.2% (14.6%)	13.6% (8.2%)	0.7% (0.4%)
R4.11 R4年度 第1回	28.2% (13.1%)	19.5% (9.0%)	12.7% (5.9%)	1.3% (0.6%)

⇐ R 2.4 改正法・条例
全面施行

※ 令和元年度 受動喫煙に関する都民の意識調査（インターネット調査）

- ・第1回 令和元年10月実施（調査数3,000）
- ・第2回 令和2年 1月実施（調査数3,000）

※ 令和2年度 受動喫煙に関する都民の意識調査（インターネット調査）

- ・第1回 令和2年 7月実施（調査数3,000）
- ・第2回 令和2年12月実施（調査数3,000）

※ 令和3年度 受動喫煙に関する都民の意識調査（インターネット調査）

- ・第1回 令和3年11月実施（調査数3,000）

※ 令和4年度 受動喫煙に関する都民の意識調査（インターネット調査）

- ・第1回 令和4年11月実施（調査数3,000）